

平成23年度

第5回 宇都宮市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成23年11月24日(木) 午後3時30分～

2 会 場 宇都宮市役所14階 14A会議室

3 出席委員

被保険者代表

木村 由美子 委員      荒川 恒男 委員      藤井 弘一 委員  
山口 ゆりえ 委員      吉田 利夫 委員      相場 カツ子 委員

保険医・保険薬剤師代表

齋藤 公司 委員      菊池 進一 委員      小林 豊 委員  
菊地 善郎 委員      廣田 孝之 委員

公益代表

齊藤 さちこ 委員      福田 智恵 委員      角田 和之 委員  
中山 勝二 委員      岡地 和男 委員      鈴木 逸朗 委員

被用者保険代表

手塚 寛文 委員      直井 茂 委員

(以上19名)

4 欠席委員

被保険者代表

鹿野 順子 委員

保険医・保険薬剤師代表

稲野 秀孝 委員      吉田 良二 委員

公益代表

山口 裕 委員

被用者保険代表

野中 貞明 委員

(以上5名)

5 出席職員

保健福祉部長 手塚 英和 保健福祉部次長 川中子 武保

保健福祉総務課総務担当主幹 横山 恭久

保険年金課長 水沼 行博 保険年金課長補佐 本澤 利明

管理グループ係長 野沢 努 国保給付グループ係長 佐藤 雅俊

国保税グループ係長 鈴木 信晴 収納グループ係長 阿部 宏之

滞納整理グループ係長 中村 正基 管理グループ総括主査 吉井 貴久

国保税グループ総括主査 高橋 英之

6 会議録署名人 山口 ゆりえ 委員 菊池 進一 委員 (議長指名)

7 付議事項

(1) 協議事項

- ・協議第1号 国民健康保険税の税率等の見直しについて

(開会 午後3時30分)

【事務局】 定刻となりましたので、ただ今から、平成23年度第5回宇都宮市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

なお、本協議会の定数は24名であります。本日出席されております委員は19名であります。宇都宮市国民健康保険規則第8条に規定する、半数以上の委員が出席されており、会議の定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを事前に御報告させていただきます。

それでは中山会長，議事の進行をよろしくお願いいたします。

【会 長】 委員の皆様，こんにちは。お忙しい中，御出席いただきましてありがとうございます。  
ざいます。

前回の会議では，「国民健康保険財政運営の健全化策について」御審議いただきました。

本日は，「国民健康保険税の税率等の見直しについて」御審議いただきますので，よろしくお願いいたします。

なお，こちらの会議室は午後5時15分より予定が入っております。おおむね，5時を目途に進めてまいりたいと思いますので，御協力をお願いいたします。

それでは，会議録署名委員の選出を行います。

宇都宮市国民健康保険規則第13条第4項の規定により，会議録に署名すべき委員は議長のほか委員2名とし，議長が会議に諮って定めることとなっておりますので，「山口ゆりえ委員」と「菊池進一委員」にお願いしたいと思いますが，いかがでしょうか。

【委 員】 （「異議なし」の声）

【会 長】 ご異議ございませんので，「山口ゆりえ委員」と「菊池進一委員」をお願いいたします。

それでは，会議次第に従いまして，議事を進めてまいりますが，今回の協議方法につきましては，本来，資料に記載の「応能・応益割合」，「賦課方式」，「税率」，「課税限度額」は一体的に協議すべき事項ではございますが，協議の効率性を考慮し，それぞれ個別に御協議いただき，進めてまいりたいと存じますので，よろしくお願いいたします。

それでは，「協議第1号 国民健康保険税の税率等の見直しについて」事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】（資料に基づき説明）

【会長】事務局の説明が終わりました。ただ今の説明について、御質問、御意見などございましたら、発言をお願いいたします。

【委員】今の説明に関して2点ほど説明をお願いしたいと思います。まず、応能・応益割合について、現在、国においては、低所得者等への保険税軽減の拡充などが議論されていますが、この内容の説明をお願いしたいと思います。

もう1点は課税限度額の関係ですが、世帯総所得が約690万円を超え、総収入で1,000万円の場合は課税限度額に該当するとの説明でしたが、共済組合や健保組合、協会けんぽなどの他の医療保険では、総収入で1,000万円の場合には、自己負担がどのくらいになるのか説明をお願いしたいと思います。

【事務局】1点目の国の軽減措置に関しては、今現在、低所得階層に対し均等割・平等割部分について7割・5割・2割の軽減措置がありますが、この軽減の対象となる方は所得で200万円以下の方になります。これを拡大して、所得300万円以下の方に対しても同様の軽減を受けられるかどうかについて、税と社会保障の一体改革の中で、検討が進められているところでございます。

また、2点目の総収入が1,000万円の際の自己負担額についてであります。各保険者の比較につきましては、以前の協議会で資料を示させていただきました。その際には、介護保険分は含まれていませんでしたが、総収入1,000万円の場合、国民健康保険は介護保険分を除いて63万円、共済組合が92万8,200円、健保組合が74万7,000円、協会けんぽは94万3,212円と試算しております。

今回の資料で示しました、2人世帯、収入2,000万円の場合は、前回、委員から御質問のありました通り、協会けんぽにおける限度額となる収入約2,000万円という金額に合わせた資料とさせていただいたところです。

【委員】資料では、収入2,000万円で算出されていますが、協会けんぽの賦課方

式は標準報酬方式という、いわば給料に対し約10%を乗じた分を徴収しております。あくまで、給料に対して掛けており、ボーナスにも同様に率を掛けていますので、算出の仕方によっては大分差があると思います。ボーナス、給料をいくら支給するか、また、何回支給するかによっても若干差がありますので、一応の目安として考えていただきたいと思います。ちなみに、給料の上限は117万5,000円であり、これを超えるものについては、すべて一律に扱っております。この場合、121万円の標準報酬で計算しますので、どんなに高くても保険料は月額5万6,386円ということになります。極端な話、収入2,000万円でも5万6,386円しかかからないので、算出方法によって大分違ってくると思います。

【会 長】 説明のような状況もあるということを含み置きください。

【委 員】 先程の事務局の回答の中で、収入が1,000万円の場合、他の医療保険では共済組合が92万円、健保組合が74万円、協会けんぽが94万円という説明がありました。この金額は自己負担分という理解でよいのでしょうか。

【事務局】 お示した数字は年税額であり、自己負担分はその半額ですので、共済組合につきましては46万4,100円、協会けんぽについては47万1,000円となります。なお、健保組合は、各組合によってそれぞれ事業主と個人の負担率がかなり違ってまいりますので、ここでは平均を算出しまして、自己負担率4割ということで、29万8,000円程度の自己負担となっております。

【委 員】 確認させていただきますが、収入1,000万円の場合、国保では課税限度額に達するが、自己負担という点では国保の方が高いということでしょうか。

【事務局】 収入1,000万円での自己負担を考えた場合には、国保が高いということになります。

【会 長】 そのほかございますか。

【委 員】 財源が大変厳しいということで、税率など大方は現状どおりの中で、課税限

度額の引き上げについて論点が移ってきているわけですが、前橋市では、私が聞いた範囲では7年間税率を引き上げていないとのこと。職員の皆様も視察に行かれていたとのことですのでお聞きしますが、前橋市では何年くらい税率を改定していないのでしょうか。

【事務局】 今、手元に資料がございませんので、お調べして後ほど御報告いたします。

【委員】 課税限度額につきましては4万円の差があり、110万円まで毎年4万円ずつ引き上げていくことになれば、過去のいきさつから見ても、高所得者だけ大変という見方もありますが、必ずしもそうではありません。全般的に底が上がっていくわけですから、もっと慎重にそれぞれの意見を伺って方向を定めるべきではないかと思います。そういう中で国が、最終的に110万円まで引き上げるという方向だとしても、必ずしも毎年4万円ずつ引き上げるということではないようです。1万円や2万円という上げ方になるかもしれませんが、国が今説明したような見解を示していることについて、宇都宮市としてはどのように考えているのか伺いたいと思います。

【事務局】 課税限度額につきましては、最近では、4万円程度引き上げてきた経緯がございます。毎年引き上げることにしましては、高所得者の負担が厳しいという声を踏まえ、国におきましても課税限度額の引き上げ幅を少し縮小して、例えば2万円という金額でこれから検討すべきだろう、という意見が出ていることを認識しております。本市におきましては、国の動向等を見ながら適切に対応してまいりたいと思います。

【委員】 国の見解を認識しているということは、国の進め方と宇都宮市の進め方は同じということになると思います。私も同じ考えですが、今回の課税限度額の改定につきましても、事務局のおっしゃったことをベースにして、改定を目指したいということによろしいでしょうか。

【事務局】 市としてはこれまで、この国民健康保険運営協議会にお諮りしながら、国の動向を見て、課税限度額を決めております。国ではすでに77万円に引き上げている

状況でございますので、今回市としては77万円に引き上げたいと考えております。

また、先ほどの4万円から2万円に金額を刻むということにつきましては、今後の課税限度額の考え方といたしまして、国は現在77万円となっているものを、4万円引き上げて81万円にするのではなく、2万円程度で刻みたいと考えている、というように伺っております。

【委員】 今の発言の点が、一番心配しているところでありまして、宇都宮市では4万円の差があるから、早く国の標準ラインに近づけて横一線にして、これからも願わくば、4万円ずつ引き上げて110万円を目指したいという考えが今回の改定にあたって、ベースにあるのか伺いたいと思います。

【事務局】 国の動向に従いまして、国に合わせていくという考え方です。

【委員】 どんなことがあっても毎年4万円引き上げということではなくて、2万円でも1万円でもいいという国の方針に則って、皆様の合意が得られるならば、仮に来年度は1万円の引き上げにしますとか、2万円に引き上げますとか、必ずしも4万円の引き上げにはならない場合もある、ということによろしいのでしょうか。

【事務局】 国の動向を参酌したいと思います。

【会長】 そのほかございますか。

【委員】 前回は議論になったかと思いますが、課税限度額を4万円引き上げても3万円引き上げても、国の限度額よりは1年ずつ遅れて改定することになると思います。そうなりますと国庫補助がもらえない部分も出てくるということになるとのことですが、そのことについてはもらえるような方向であった方が望ましいのか、考えを伺いたいと思います。

【事務局】 委員のおっしゃるとおり、国庫補助が500万円ほど減額となります。政令の規定に合わせて、課税限度額いっぱいまで引き上げることで、高所得者層に負担を強いる部分もありますので、事務局といたしましては国民健康保険運営協議会にお諮

りしながら，1年遅れでも追いついていけるように検討してまいりたいと考えております。

【会 長】 そのほかございますか。

【委 員】 先程の話と重複し恐縮ですが，国保の保険税はなぜ高いのか，という点を考えたいと思います。国保は発足当初，農業や自営業の方などが多く加入していましたが，現在は，無職者や低所得者が低所得者層に最も多くなっています。制度上，健康保険組合，協会けんぽ，国保と色々な制度がある中で，国保については，発足した当時の国保の制度と現在は全く違ったものになっているという点で，制度的欠陥があるのではないのでしょうか。宇都宮市としては，国が決めたことであるから仕方がない，ということになるかもしれませんが，そういった認識が底辺にないと，この問題については，毎年，取り上げられてしまうと思います。国保のねらいを低所得者，失業者対策ということで考えると，先程の課税限度額の話なども見方が変わってくるのではないかと思います。そういったことを具体的に考えてみれば，市の職員ならびに市の労働組合はここまで考えは及んでいないかもしれませんが，我々としては公務員と国保を一体化するという話も目に浮かんでくるわけです。国保を根本的に何とかしていかなければならないと思ったら，そこまで手を伸ばさないとまずいと思います。課税限度額が110万円を超えたさらに先，20年先，30年先は誰にも分かりませんがどうなるのでしょうか。それまでには国ももっとよいことを考えるかもしれませんし，国保と共済組合が一体化するような時期も訪れるかもしれません。いずれにしましても，私が強く言いたいのは，やはり国保のねらいは違うのだという視点に立てば，もう少し，課税限度額の引き上げについては，色々な皆様の御意見を伺って論議すべきではないかと思います。

【会 長】 ただ今の御意見に対する，皆様からのきたんのない御意見をお願いいたします。先程事務局の方から，4つの事項に分けながら説明をいただいたわけですが，そ



の中でどの部分でも結構ですので、皆様方に御意見をいただいて、御意見が言い尽くせる状況になれば、1つ1つの事項について、順に進めてまいりたいと思っております。そのことも考慮に入れながら、御発言いただければ大変ありがたいと思います。

【委員】 説明の中で具体的な提案まで出ているわけではありますが、それらの提案は以前我々に配られた国保経営改革プランがベースとなっていると思いますので、事業運営の方針に関する内容について説明をお願いしたいと思います。

【事務局】 国保経営改革プランに記載しております、施策の目標についてご説明いたします。国保財政が厳しい状況の中で財政を安定化するため、平成21年度におきまして一般会計からの繰入を6億6,000万円行いました。本来、国保というものは一般会計から独立した運営を求められている中、経営改革プランを策定し、保険者として収納率の向上や、医療費の適正化等の努力をすることによって、平成21年度に行った6億6,000万円の繰入を、5年後の平成26年度には3億3,000万円とする目標を掲げております。

【委員】 平成21年度の運営協議会を通し国保経営改革プランが策定され、今現在、5か年計画の進行中という状況の中で、税率を大いに変えていくということになりますと、国保運営協議会としてもかなりの勇気と度胸が要る内容であると思っております。そういう点では、平成22年度から平成26年度の現在進行中の問題を、我々もどのように見ていくかということも大切になってくるのではないかと思います。

【会長】 意見ということをお願いいたします。

【事務局】 先程の委員からの御質問の件でございますが、前橋市につきまして、国保税の税率改正の最終は平成20年4月でございます。参考になりますが、課税限度額につきましては、前橋市におきましても、政令どおりに引き上げている状況です。

【会長】 そのほかございますか。

【委員】 県内で、課税限度額を77万円まで引き上げていない市町はどの程度あるの

でしょうか。

【事務局】 課税限度額につきまして、医療分について申し上げます、27市町中、50万円が16市町、47万円が11市町で、宇都宮市より金額の高い市町はありません。参考になりますが、中核市につきましては、41市中、すでに77万円まで引き上げている市が25市、76万円が1市、73万円が12市、その他が3市という状況でございます。

【委員】 宇都宮市は中核市ですので、県内他市と比較するよりも、中核市と比較する方がよいと思います。保険という制度自体、将来的には一体的になるのが理想でしょうけれども、現時点ではそれぞれ独立した組織体として運営しているので、それぞれの自助努力が大切ではないかと思えます。課税限度額が設けられている中、限度額まで引き上げないと国の調整交付金でペナルティを受けてしまうという現実を考えますと、できる限り保険者としての努力が必要だと思えます。そういった中で国保経営改革プランが策定されたわけで、限度額以外の項目については現時点では徴収率の向上といったことをメインにして考えるべきあり、あとは医療費の抑制といったもので、保険者あるいは国保を支えている人たちの努力が必要なのではないかと思えます。保険制度は支え合いの制度ですので、高額所得者は、それ相応の負担をすべきではないかと考えています。

【会長】 御意見、大変ありがとうございます。協議会は5回目であり、それなりに御意見等もいただいておりますので、今回の事項につきまして、皆様にお諮りしながら、進めていきたいと思えます。

【委員】 1つ1つの事項について、これから決めていかないのでしょうか。

【会長】 4つの事項の取り扱いについては、皆様に御意見を伺いながら、順に賛否を採っていきたいと思えます。皆様、そのような方向で進めてよろしいでしょうか。

【委員】 (「異議なし」の声)

【会 長】 それでは、「協議第1号 国民健康保険税の税率等の見直しについて」4つの事項を順に伺ってまいります。

まずは、「応能・応益割合」についてお諮りしたいと思います。「応能・応益割合」については、50対50を継続する事務局案を了承することによろしいでしょうか。

【委 員】 （「異議なし」の声）

【会 長】 ありがとうございました。それでは、「応能・応益割合」については、50対50を継続する事務局案のとおり了承されました。

次に、「賦課方式」についてお諮りしたいと思います。「賦課方式」については、3方式を継続する事務局案を了承することによろしいでしょうか。

【委 員】 （「異議なし」の声）

【会 長】 ありがとうございました。御異議ございませんので、「賦課方式」については、3方式を継続する事務局案のとおり了承されました。

次に、「税率」についてお諮りしたいと思います。「税率」については、現状維持とする事務局案を了承することによろしいでしょうか。

【委 員】 （「異議なし」の声）

【会 長】 ありがとうございました。御異議ございませんので、「税率」については、現状維持とする事務局案のとおり了承されました。

最後に、「課税限度額」についてお諮りしたいと思います。「課税限度額」については、政令の限度額の77万円まで引き上げを行う事務局案を了承することによろしいでしょうか。

【委 員】 先程伺いましたように、国保では収入1,000万円で最高限度額に達し、自己負担額が高いという現状があります。自助努力が必要との御意見もありましたが、そのような中で、1,000万円の収入があれば、課税限度額77万円という金額は応能負担としてやむを得ないと思います。ただ、この引き上げで9,700万円の増

収になるわけです。この部分につきまして、9,700万円が増収となるから一般会計からの繰入が少なくて済んだことに対しては、私は賛成できません。先程言いましたように、医療費などがかからないで済むようにするためにも、この9,700万円については、保健事業などにきちんとお金をかけ、人間ドックなどもさらに増やして、そのようなところに増収分を充てることによって、医療費などを抑えていくなどの使い方にすべきです。

私は、「応能・応益割合」、「賦課方式」、「税率」については賛成しましたが、いずれにしても、現在、国保は脆弱な基盤になっており、低所得者も大変多い状況になっております。私もこの間、ある70歳以上の市民の方からお話を伺ったのですが、今まで年収が78万円位で最低限の保険税で済んでいたけれども、少し働いて140万円の年収になったら、保険税が9万7,000円になってしまったとのこと。

140万円の年収の中で、9万7,000円の国保税は多くて払えないのが現状です。そういった中で、現在、所得がない人や所得が100万円以下の世帯などが大きな滞納世帯ともなっているわけです。先程も申し上げましたように、低所得者層に対する、市独自の特別な対策を講じていただきたいと思います。保険税の減免などについても、実態に応じて、場合によっては減免もさらに適用するなどこういった部分に使うべきです。9,700万円増収となって、一般会計からの繰入が6億6,000万円から1億円減るなどということにはしないでいただきたいと思います。そういった意見を付けていただければ賛成であります。意見が付かないのであれば、反対したいと思います。

【会 長】 今の委員がおっしゃったような内容を答申の中に含めれば了解、ということでもよろしいですか。

【委 員】 はいそのとおりです。

【委 員】 私も色々と意見を言わせていただきましたので、自分の結論について御報告

いたします。色々聞いた中でももちろん全てが満足するわけではありませんが、現状維持というのは問題の先送りになってしまうわけでありますから、理想としては、基本的に国の思惑を解決していく道しかないわけです。そういうものについて、先程申し上げましたとおり、国や中核市、全国市長会でより議論をしていただけるようお願いしたいということを含めて、私の意見とさせていただきます。

【会 長】 そのほかございますか。

今、お二人から、答申書の中に意見を含めていただければ了承する、との御意見をいただきましたので、その点についての取り扱いは私にお任せいただければ大変ありがたいと思います。

それでは「課税限度額」については、政令の限度額の77万円まで引き上げを行う事務局案に了承するというところでよろしいでしょうか。

【委 員】 （「異議なし」の声）

【会 長】 ありがとうございます。「課税限度額」については、政令の限度額の77万円まで引き上げを行う事務局案のとおり了承されました。

以上で、本日の議題については協議が終了しました。

それでは「その他」に移りたいと存じますが、委員の皆様からは何かございますか。

特にないようですので、事務局から何かありますか。

【事務局】 御審議ありがとうございました。前回、今回と御協議いただきましたので、次回の会議では、今回いただいた御提案等も取り入れて、答申案を作成いたしまして、御協議の方をよろしく願いいたします。

また、次回の会議につきましては、12月15日の木曜日の午後3時から、場所は同じ階の14D会議室の方で開催したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。御通知の方は、また、改めて送付させていただきますので、併せてよろしくお願いいたします。

【会 長】 ただ今、事務局より説明がございました。次回の会議は12月15日ということで、その後に答申書を市長に提出したいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

ほかに何かございますか。ないようですので、これをもちまして本日の会議を終らせていただきます。皆様方のご協力によりまして、大変スムーズに議論を行うことができました。御協力ありがとうございました。

【事務局】 本日はどうもありがとうございました。今、委員から12月15日の開始時間が3時というのは少し早いのではないのでしょうかとのことですので、次回につきましては、後日、もう一度検討させていただきたいと思います。なるべく遅くなるように、できれば3時30分からで検討させていただきますので、申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

【会 長】 時間につきましては4時位からなど、皆様にご迷惑のかからない状況で進めるということでございますので、御了承いただきたいと思います。それでは、以上で終了になります。大変ありがとうございました。

(閉会 午後4時35分)

この会議録に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会 長 中山 勝二

委 員 山口 中久

委 員 菊池 達一